



JCM THE JOINT CREDITING
MECHANISM

二国間クレジット制度（JCM）の概要と最新動向

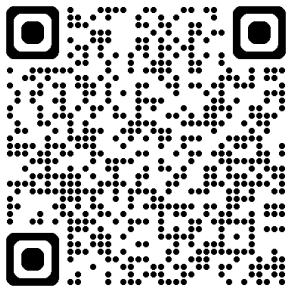
「みどりGX海外展開コンソーシアム（旧称：みどり脱炭素海外展開コンソーシアム）」

総会及び令和8年度第2回セミナー

2026年9月17日

環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策推進課 JCM推進室長

寺井 徹



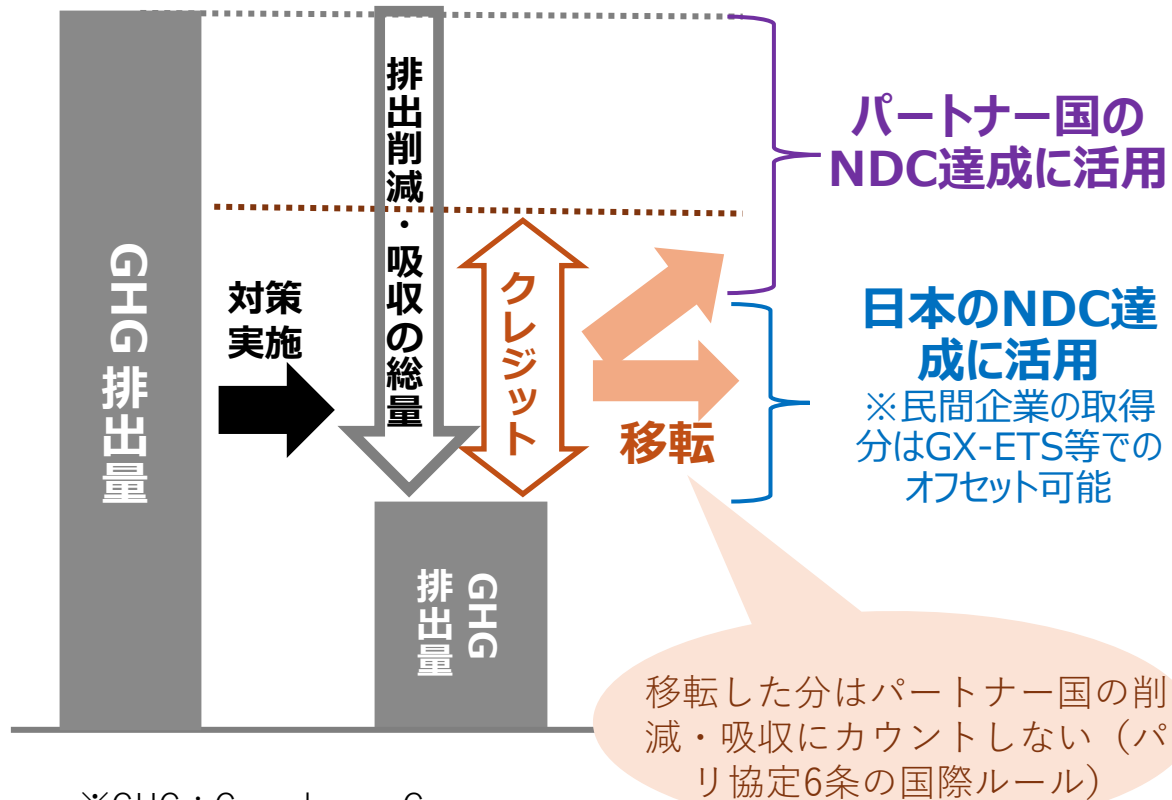
JCMウェブサイト

<https://www.jcm.go.jp/jp-top/>

二国間クレジット制度（JCM）の概要

- JCMは、日本とパートナー国の中で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込むことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な開発にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



日本からの脱炭素投資



パートナー国

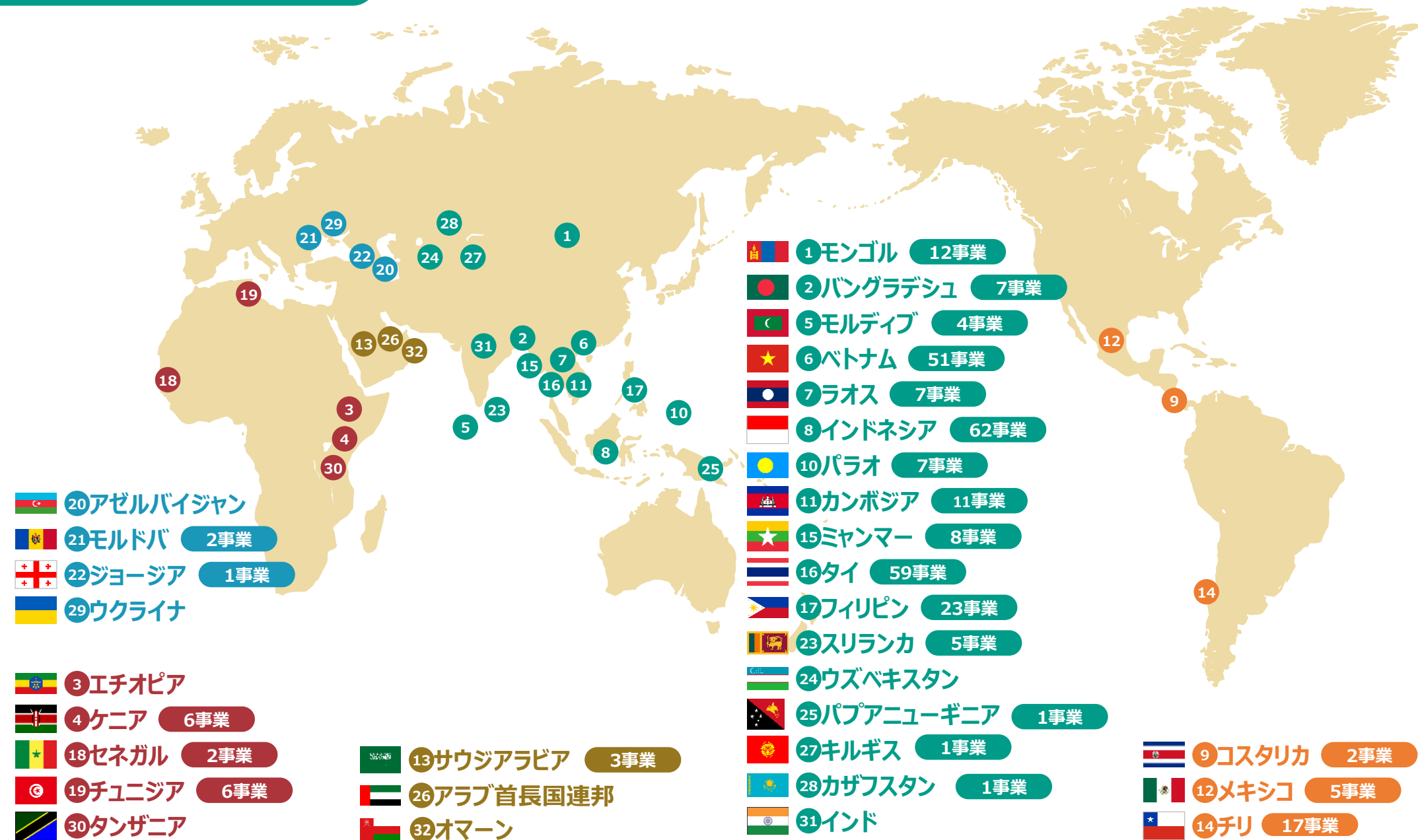
両国政府による制度の共同運営

- ・削減・吸収量の測定・報告・検証
- ・クレジット量や用途を承認 など

日本

JCMプロジェクト一覧（2026年7月14日時点）

JCMプロジェクト：303件

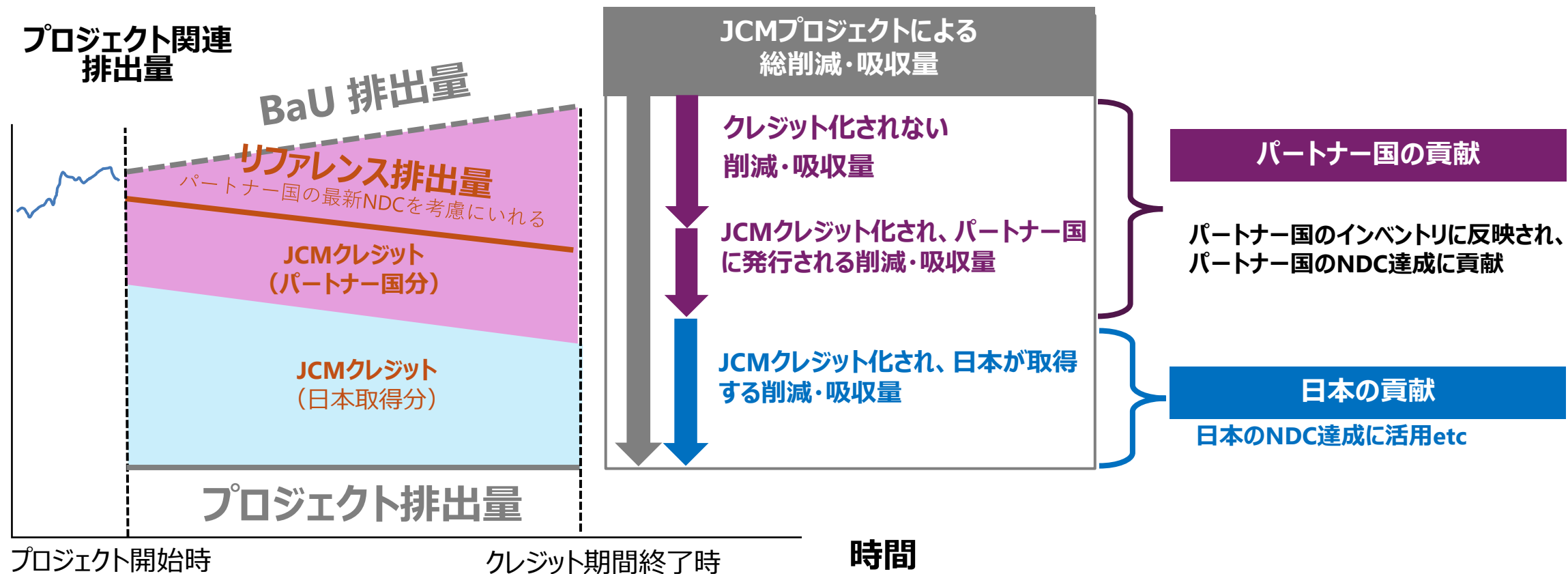


※番号は署名順

※環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた全案件数

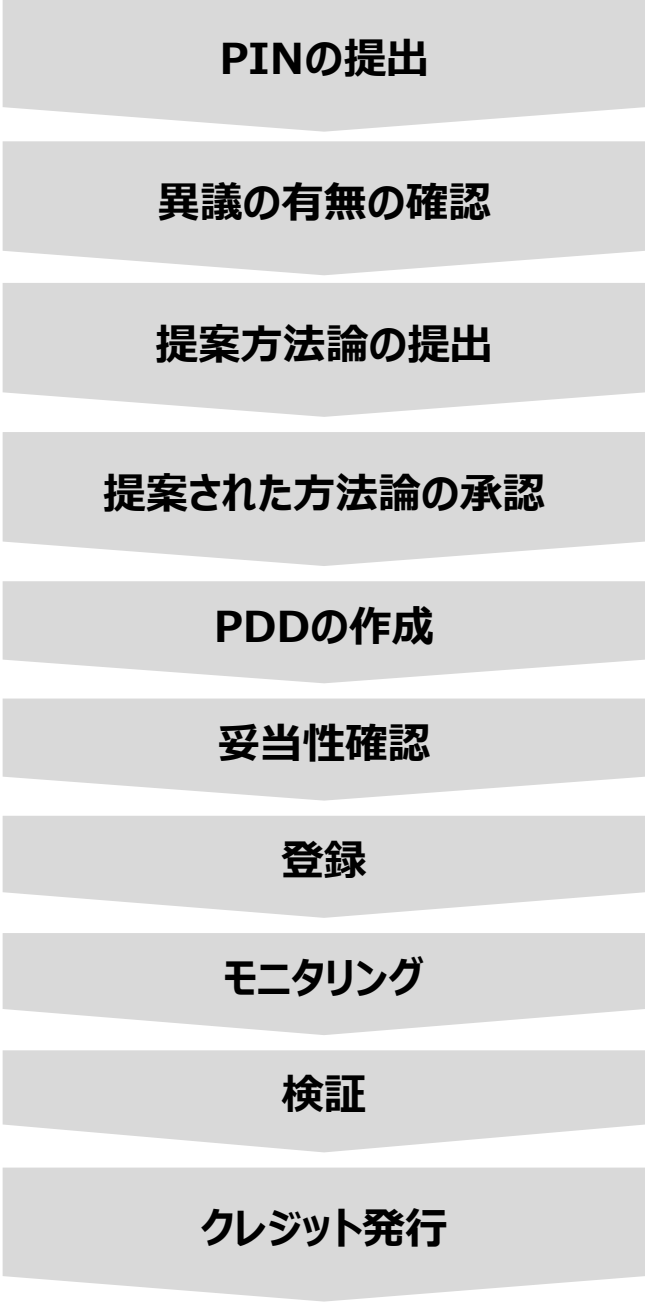
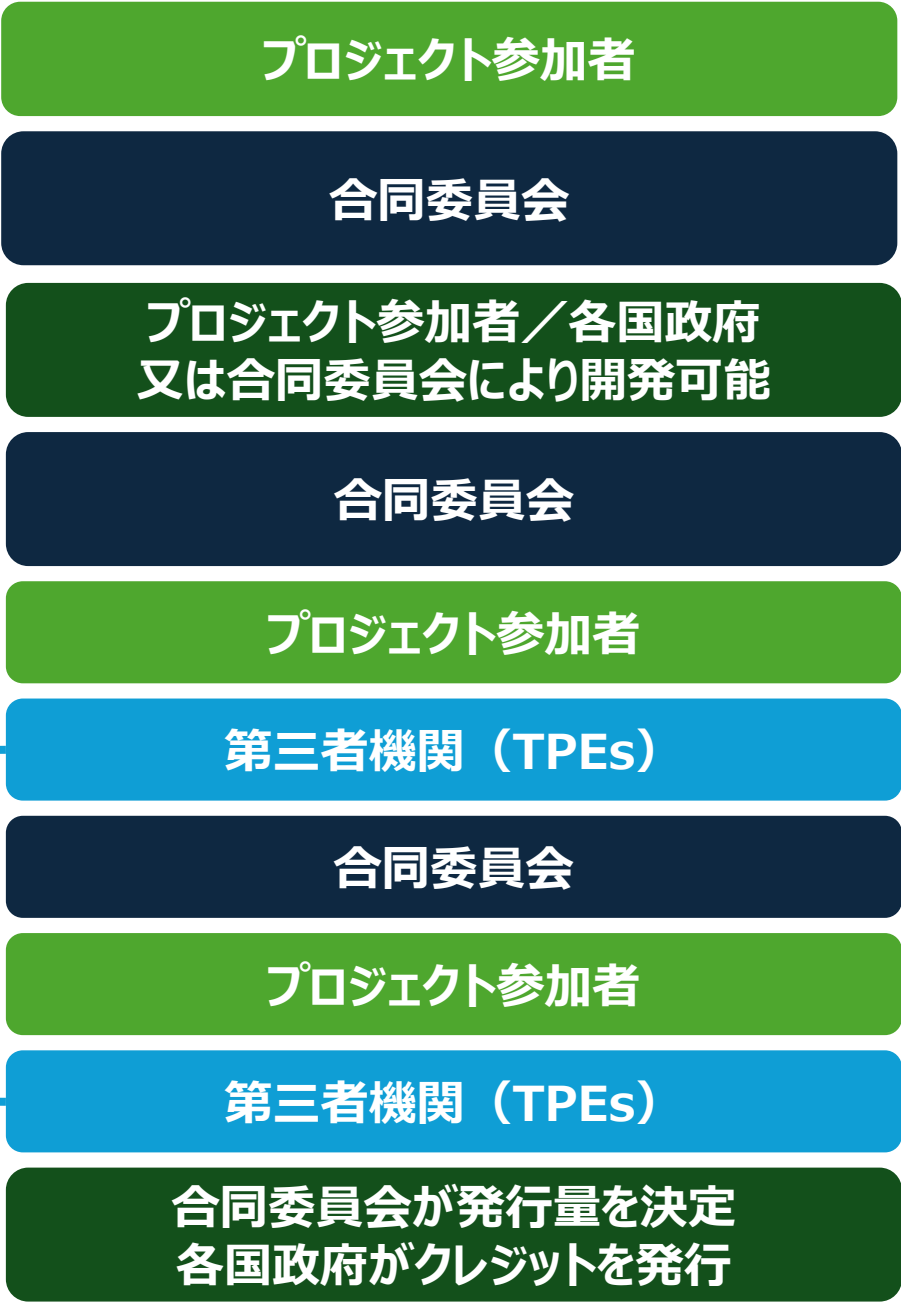
JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮にしつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



JCMのプロジェクトサイクル

同時実施可能
同じTPEにより実施可能



<用語解説>

- **PIN(Project Idea Note)**:プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document)** :排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。

<注>

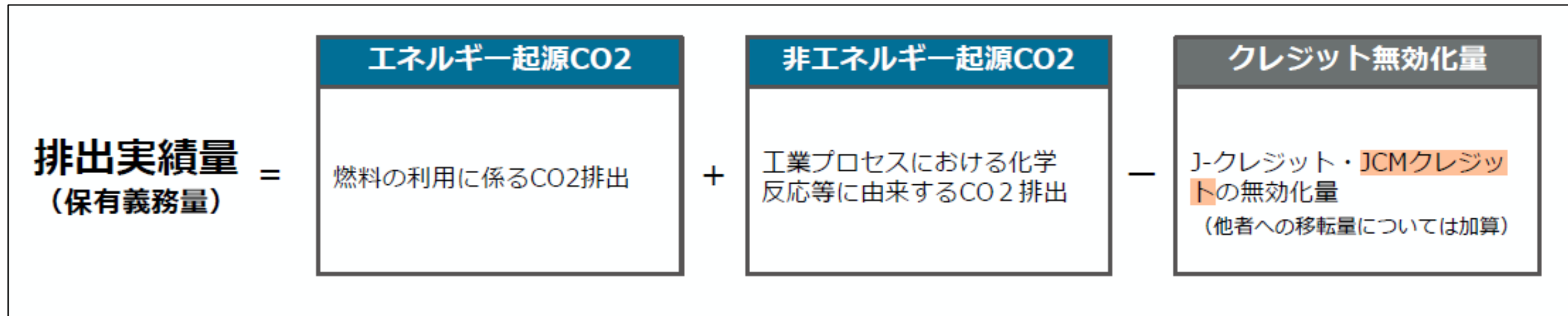
最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の確認」については各パートナー国と調整中のものであり、これらを含む各パートナー国と採択したJCMルール・ガイドライン類の最新情報については、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

民間企業が獲得したJCMクレジットの用途

- 企業が獲得した**JCMクレジットは、自社の排出量を相殺するために活用が可能。**
 - **義務的排出量取引制度（GX-ETS）**における排出削減義務履行にあたっての活用
 - 温対法に基づく温室効果ガス**排出量算定・報告・公表制度**（SHK制度）

GX-ETS

排出規模が直接排出で年10万tを超える企業は、2026年度に開始する排出量取引制度（GX-ETS）において、排出削減義務が課せられる。排出実績量の算定にあたり、JCMクレジットの無効化した量を算入することが認められている。



温対法・算定報告公表制度

SHK制度においては、排出量が年3,000トンを超える事業者に対して排出量の算定報告を義務付けており、JCMクレジットの無効化した量を控除（オフセット）する等によって調整することを認めている。